

財団法人日本ハンドボール協会
「がんばれハンドボール 20 万人会」サポート会規約

平成 22 年 4 月

第 1 条（目的）

財団法人日本ハンドボール協会サポート会（以下本会という）は、財団法人日本ハンドボール協会・都道府県ハンドボール協会・各連盟を財政支援し、もってハンドボール競技の普及発展を支援することを目的とする。

第 2 条（会員）

1. ハンドボール競技の普及・発展を支援する目的に賛同し、本会に入会を申し込まれた方を会員とする。
2. 会員としての権利は、財団法人日本ハンドボール協会・都道府県ハンドボール協会・各連盟に入会を申し込み、受理された時に成立する。
3. 会員は、名誉会員、特別法人会員、特別会員、グランド会員、ファミリー会員、ジュニア会員（18 歳以下）グループ会員の 7 種別とし、それぞれの会員種別に応じて特典を受けることが出来る。

第 3 条（会員期間）

1. 会員としての期間は 1 カ年とする。年会費を納入した月から起算して 1 カ年とする。
2. 会員は月会員制度とし 1 カ年を経過する 2 ヶ月前より更新手続きを行う。会員は更新とともに年会費を納入する。
3. 自動更新を希望する会員は、年会費の納入をもって更新とし、第 8 条に定めるほか会員に申し出のないときは、自動的に更新扱いとする。

第 4 条（年会費）

1. 会員は次に定める年会費を納入する。

名誉会員	寄付金とする
特別法人会員	100,000 円
特別会員	50,000 円
グランド会員	10,000 円
ファミリー会員	3,000 円
グループ会員	3,000 円
ジュニア会員	1,000 円

2. 年会費は、郵便振替により会員が納入する。
3. 金融機関からの口座自動振込を希望する会員は、あらかじめ事務局に申請する。
4. 支払済の年会費は、退会を理由に返却することはない。
5. 継続して会員登録する場合は、会員期間が終了する 1 ヶ月前に更新手続きする。

第 5 条（会計）

1. 会計年度は、毎年 4 月 1 日より 3 月 31 日までとする。
2. 会計決算は、財団法人日本ハンドボール協会が管理・報告する。

第 6 条（会員番号）

会員は、財団法人日本ハンドボール協会の所定の方法により会員番号を付与する。

第 7 条（特典）

会員は、入会した種別により別表（サポート会員募集案内）に定める特典を受ける。

第8条（退会）

退会を希望する会員は、所定の様式により退会届けを財団法人日本ハンドボール協会に提出する。

第9条（届け事項の変更）

- 1.会員の届けた事項に変更が生じたときは、財団法人日本ハンドボール協会事務局に届け出る。
- 2.会員から届け出がないため、通知、送付書類が延着・未着になった場合、本会は責任を負わない。

第10条（規約の変更、承諾）

本会の規約の変更は、財団法人日本ハンドボール協会の決議により発議し、その変更内容を会員に通知送付したときから、1ヶ月以内に会員総数の過半数の異議申し出がなければ、承認されたものとみなす。

付則

1. この規則は、平成 11 年 4 月 1 日より施行。
2. この規則は、平成 12 年 4 月 1 日に一部改正。
3. この規則は、平成 15 年 4 月 1 日に一部改正。
4. この規則は、平成 22 年 4 月 1 日に一部改正。